

新型コロナウイルス感染症対策のための小学校における臨時休業に係る トワイライトスクール・トワイライトルームにおける対応について

令和2年4月
子ども青少年局

1 趣旨

新型コロナウイルス感染症対策のため、名古屋市立小学校が臨時休業することに伴い、当該臨時休業期間中のトワイライトスクール及びトワイライトルーム（以下「トワイライト」という。）における対応について定めるもの。

2 対象期間

令和2年4月8日（水）から4月19日（日）まで（日曜日を除く）

3 対象児童

自宅で保護者が見守ることができない児童（体調不良者を除く）

4 対応内容

月曜日から金曜日までの間について、学校において14時まで自主登校が実施されるが、感染症拡大防止のため、自主登校した児童のうち、14時以降自宅で保護者が見守れない児童について、トワイライトで過ごすことができるよう対応する。

また、土曜日についても、自宅で保護者が見守ることができない児童については、トワイライトにて対応する。

《月曜日から金曜日までの対応》

全小学校		
8:45 ～14:00	自主登校	
14:00～	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	自宅で保護者が見守ることができない児童を受入 ～18:00まで	自宅で保護者が見守ることができない児童を受入 【基本登録】～17:00まで 【選択登録】～19:00まで

《土曜日の対応》

全小学校		
9:00 ～18:00	トワイライトスクール	トワイライトルーム
	自宅で保護者が見守ることができない児童を受入 ～18:00まで	自宅で保護者が見守ることができない児童を受入 【基本登録】～17:00まで 【選択登録】～18:00まで

5 その他

上記の期間のトワイライトの運営内容につきましては、感染症対策の徹底を図り適切に対応するものとするが、体験活動講座については原則中止するものとする。